

軽金属同友会

関東地区を中心にアルミスクラップを主に取扱うスクラップ問屋 正会員・準会員 41社
アルミスクラップを取扱うメーカー、商社などの賛助会員 23社

改正廃掃法とすでに施行されている県条例（千葉、茨城、埼玉等）対応状況について

環境省との定期的な情報交換、世情を鑑みてスクラップヤードが許可制なることの理解と、それに対応していく方針をたてている。

条例がある千葉、茨城、埼玉に立地する、会員企業のスクラップヤードは、全て許可取得済です。

第3回スクラップヤード環境対策技術検討会 ヒアリング資料

1. 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について
2. 「完成品の製造工程」、「再生原料」について
3. その他、明確化すべき事項や考え方など

ヒアリング事項1. 使用済金属・プラスチックの保管・再生基準について 軽金属同友会 アルミスクラップフローと参考写真

アルミスクラップ
フロー



完成品の製造における行程の一部として行われる再生

受入物品参考写真



アルミ缶（バラ）



解体屑（サッシ主体）



Bサッシ



印刷版



缶プレス

加工工程参考写真



異物除去（アルミ缶）



圧縮前の選別



サッシ切断



圧縮（アルミ缶）

受入荷姿とほぼ変化しない、選別のみ、積替えのみ、保管場所に移動するのみ、の物品も多数ある

展伸材
二次合金
脱酸材熔解
ドロス熔解

再生原料

写真P3
分類基準P4
参照

ヒアリング事項 1. 使用済金属・プラスチックの保管・再生基準について 軽金属同友会 再生原料としての保管例



アルミ線



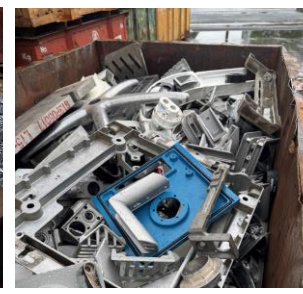
印刷版



2Sプレス



2S



鋳物新



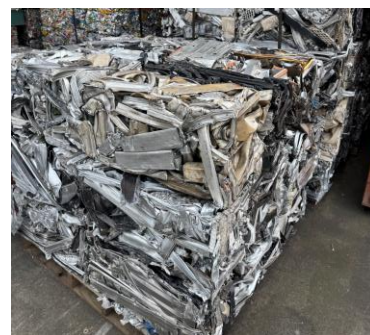
鋳物



合金プレス



63サッシプレス



Bサッシプレス



ガラプレス



アルミ缶プレス



アルミ缶バラ



切粉 油受設置



切粉 フレコン



アルミホイール



シュレッダー



シュレッダー



ドロス



銅付ラジ



ラジエター

ヒアリング事項1. 使用済金属・プラスチックの保管・再生基準について

参考：軽金属同友会 再生原料分類基準

アルミ線	アルミニウム純度 99.65%以上、径 2mm 以上の電線で、油、グリース、腐食した物、被覆、鋼心、その他異物を含まないこと。
印刷版	アルミニウム純度 99.0%以上、表面に感光剤が塗布されてある。水なし印刷版は除く。
1S	アルミニウム純度 99.5%以上、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、油、グリース、ペイント、その他異物を含まないこと。
2S	アルミニウム純度 99.0%以上、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、油、グリース、ペイント、その他異物を含まないこと。
2S2 級	アルミニウム純度 99.0%以上、厚さ 0.3mm 以上、塩化ビニールは含まず、油、グリース、ペイント、その他異物の付着は合計 2%未満であること。
アルミ合金新	アルミニウム合金展伸材の切り落とし材で、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、7000 系は除き、油、グリース、ペイント、その他異物を含まないこと。
込みアルミ合金	アルミニウム合金展伸材の使用済み品で、厚さ 0.3mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片及び塩化ビニールは含まず、複数の合金が混じり、油、グリース、ペイント、その他異物の付着は合計 2%未満であること。
一品合金	2017 合金、3003 合金、5052 合金、6061 合金などの一品合金で数量が 500Kg 以上であり、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、油、グリース、ペイント、その他異物を含まないこと。
63SA	6063 合金の切り落とし材。及び 6063 合金サッシ材で、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、油、グリース、ペイント、その他異物を含まないこと。
63S	6063 合金の切り落とし材。及び 6063 合金サッシ材で、解体 6063 合金サッシ材の異物を取り除いた物も含み、厚さ 0.4mm 以上、一辺又は長さが 10mm 以下の小片を含まず、油、グリース、その他異物を含まないこと。

63S ビス付き ランク A	6063 合金サッシ材で、ビス、その他異物の付着は合計 5%未満であること。
63S ビス付き	6063 合金サッシ材で、ビス、その他異物の付着は合計 10%未満であること。
アルミ鋳物新	アルミ自動車部品、アルミ鋳物規格品等、ヒドロナリウム鋳物及び、クロームメッキ品は除き、一辺又は長さが 30mm 以下の小片を含まず、油、グリース、その他の異物を含まないこと。
アルミ鋳物	アルミ自動車部品、アルミ鋳物規格品等、ヒドロナリウム鋳物を含まず、グリース、油等が 2%未満で、鉄等異物は 5%以下であること。
ガラ	アルミ鍋・アルミフライパン・家電品のアルミ部分等で異物を取り除いた物。(IH 対応物は除くこと。)
アルミ缶	アルミビールカン・アルミ飲料カン等。スプレー缶を除き、液体を含まず、腐食したもの及び付着異物は、合計 2%未満であること。
切粉	アルミ展伸材・アルミ鋳物・アルミ合金等の削り粉で、ヤスリ粉、ノコ粉、7000 系の粉は除く。
アルミホイール	自動車アルミホイールで 1 ピースホイール、2 ピースホイール、3 ピースホイールのミックスで、6061 鍛造ホイール、クロームメッキホイールは除き、2 ピースホイール、3 ピースホイールの合計は 5%未満であり、1 ピースホイール、2 ピースホイールにおいては、鉛、鉄を含め、その他の異物の合計が 1%未満であること。
ベースメタル	アルミ鋳物、切粉等の溶解した塊。亜鉛・鉄・マグネシウムが、それぞれ 1%未満でアルミ分が 83%以上であること。
アルミ銅付き ラジエーター	アルミ銅ラジエーター。または銅管付きアルミフィン材。黄銅管・鉄その他異物を含まず、アルミフィンの酸化していない物。鉄、その他異物の付着している物は双方の話し合いによる。
その他のアルミ	アルミ原料となり、油、グリース、その他の金属及び、その他異物の付着している物は双方の話し合いによる。

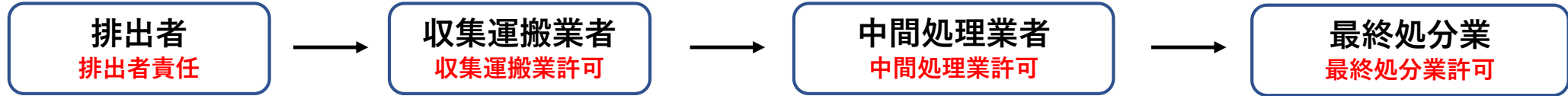
平成27年 4月 1日

ヒアリング事項3 その他、明確化すべき事項や考え方など

「産業廃棄物（金属くずと廃プラスチック類）」と「使用済金属・プラスチック」・不適正ヤードとは？

産業廃棄物としての金属くず・廃プラスチック類

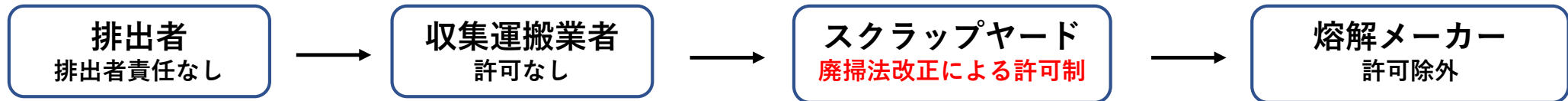
逆有償（排出者が処理料を負担）



※委託契約書の締結、マニフェストの発行

使用済金属・プラスチック

有価物（排出者の収入になる）

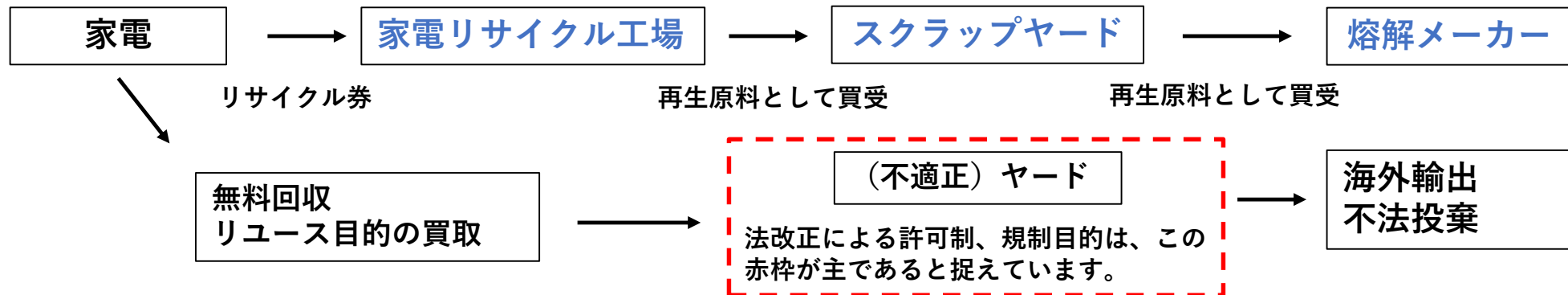


許可制は賛成の立場であるが、再生行程、保管基準等の規制基準は他業種工場、製造工場と同等が望ましいと考える。

①過度の規制は金属リサイクル商流に影響を及ぼす。（排出元と納入先が規制対象外）

②再生原料（有価物）は、価格要素の国際競争力の維持が必要。（産業廃棄物はバーゼル法の適用があるので、国内競争力）

火災原因となるバッテリーを含むスクラップの商流例

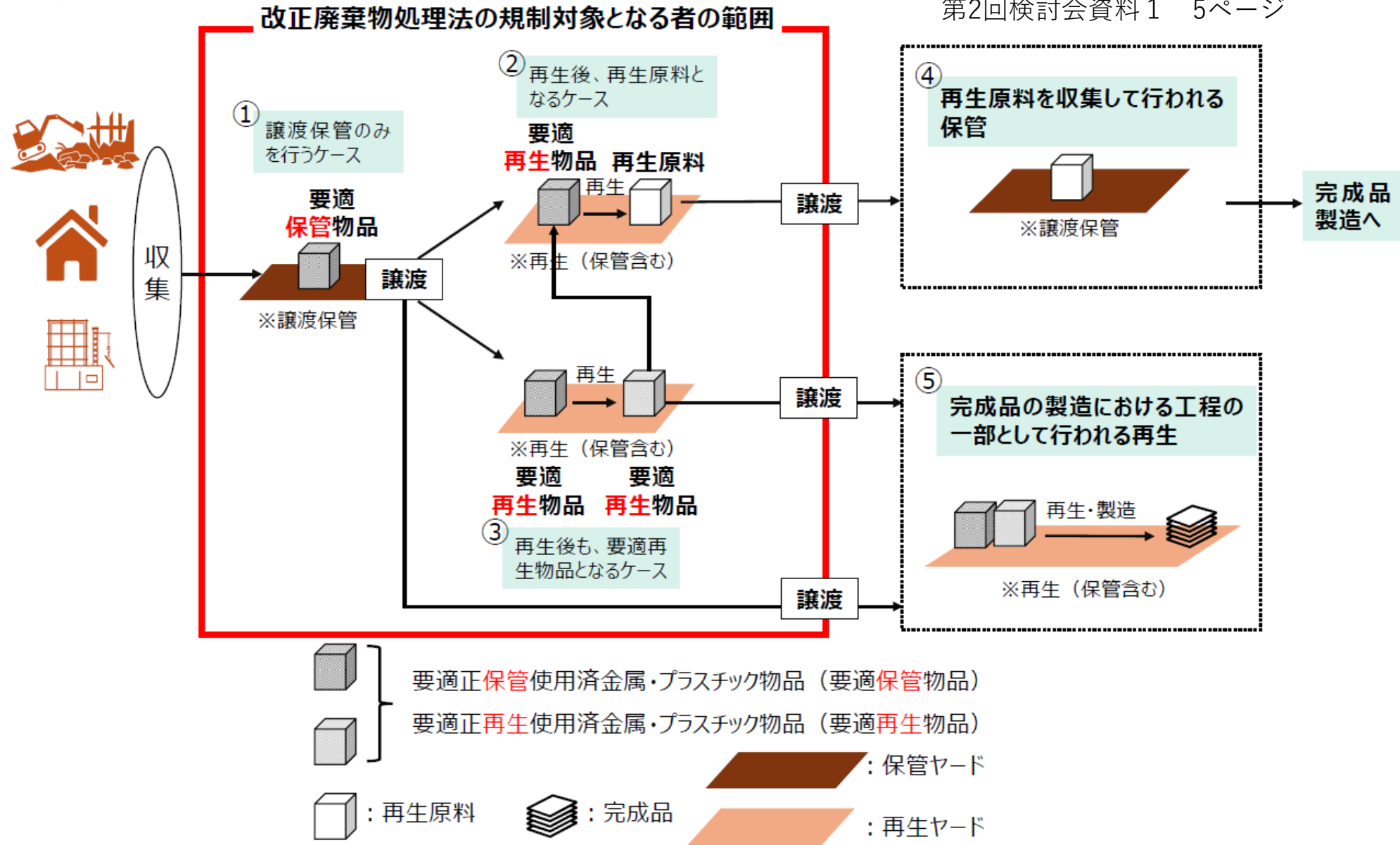


軽金属同友会として、長年に渡り金属リサイクルに携わってきた企業の負担にならないような規制、ガイドラインを望みます。

スクラップヤードにおける保管業又は再生業の範囲（イメージ）



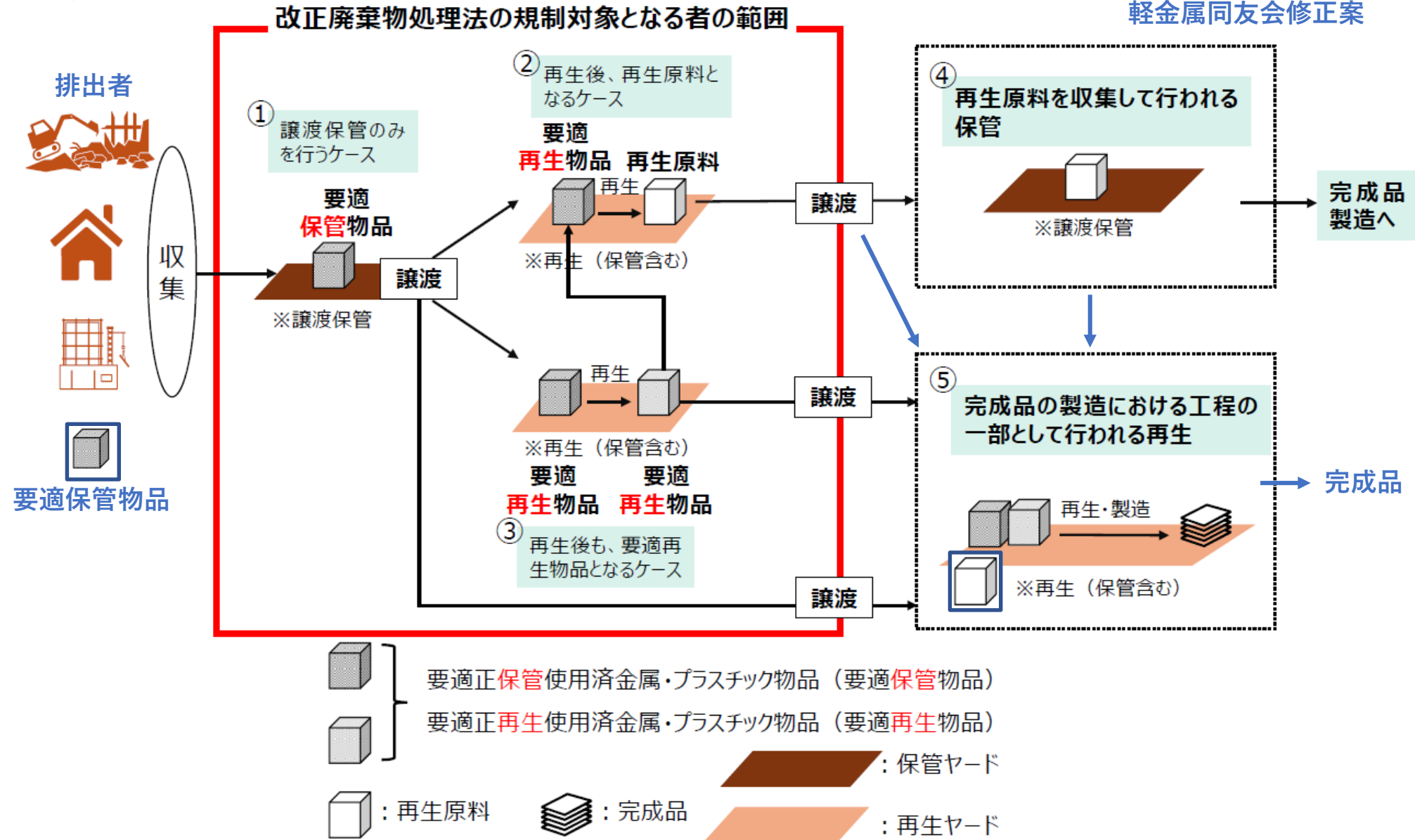
第2回検討会資料 1 5ページ



スクラップヤードにおける保管業又は再生業の範囲（イメージ）



軽金属同友会修正案



ヒアリング事項3 その他、明確化すべき事項や考え方など

「使用済金属・プラスチック」の「要適物品」「再生原料」「完成品」の定義

スクラップヤードは許可制、規制となるが、排出元、受入れ先は規制対象外。

規制対象外業種の排出、保管も含めて、「要適物品」「再生原料」「完成品（卒業品）」の定義をしていかないと、スクラップヤードの苦情対策議論、景観や物流規制の方向になってしまうのではないかな？

軽金属同友会（案） 確認事項含む

排出者

全ての産業活動から排出される「使用済金属・プラスチック」は「要適物品」に該当する。

（すでに、産業廃棄物の「金属」「プラスチック」に分類されている物を除く）

（排出者によって、任意に「要適物品」「再生原料」と区分するのは、許可、規制する意味がないのではないかなという疑問）

廃掃法改正によるスクラップヤード許可業者（他法令による、該当の廃棄物処理業許可など含む）

受入は要適物品であり、要適物品として保管され、（保管のみの場合も含み）加工後、「再生原料」「要適物品」として保管され、出荷される。「要適物品」を「再生原料」にできるのは許可業者のみ。

完成品の製造における行程の一部として行われる再生

受入は「要適物品」「再生原料」であり、「要適物品」「再生原料」として保管され、熔解などの処理後、完成品の製造における原料（完成品、卒業品）となる。

アルミリサイクル業界としては、展伸材向け熔解、二次合金製造、脱酸材向け熔解、ドロス熔解などの業が該当する。

「要適物品」「再生原料」を受入、保管が出来る。

「再生原料」は許可業者からのみ受け入れできる。

「要適物品」は自社便など積替え保管を伴わない場合のみ、排出者から直接、受入、保管することが出来る。

再生原料を収集して行われる保管

受入、保管は「再生原料」であり、許可業者からの「再生原料」以外は「要適物品」となり、受入、保管はできない。

ヒアリング事項3 その他、明確化すべき事項や考え方など

「要適物品」「再生原料」の中の区分（案）

先行でされている条例、許可のなかでの「金属」「プラスチック」「雑品スクラップ」の区分はリサイクル現場の実情にあっていない。

1. 許可業者が**受け入れる**「要適物品」の区分（案）

- ①火災発生元となる要適物品
- ②火災発生元となる物品が含まれる恐れのある要適物品
- ③土壌、水質など汚染の恐れがある要適物品
- ④上記に該当しない要適物品

アルミスクラップで該当する物品は無い

アルミスクラップで該当する物品は無い

油付着物＝切粉、未処理エンジン・ミッションなど

ほとんどのアルミスクラップが該当

以上の4つに区分し、それぞれ該当物品をガイドラインの中に、例えばバッテリーなどの物品を特定する。

①②③の特定物品に、保管基準を設ける。

赤字備考：アルミスクラップ（主要物品）としての受入品目

青字備考：アルミスクラップ（主要物品）としての受入は無いが、他スクラップとしての受入物品

2. 許可業者が**出荷する**「要適物品」と「再生原料物品」の保管基準の大枠（案）

- ①再生原料物品は規制対象外の業と、「同じ材質」「同じ形状」となることから、原則、囲い・区分保管・高さ規制・勾配規制などの保管基準は特に定めない。（改正廃掃法の外ではないのか？）
- ②要適物品を出荷物品とする場合、上記、1の①②③の要適物品については同様の保管基準を設ける。
- ③上記、1の④の要適物品を出荷物品とする場合については、高さ制限、置場所の指定程度の保管基準とする。

・ 条例で許可申請の際の例

「アルミサッシ」＝金属スクラップ 「プラスチックのついたアルミサッシ」＝雑品スクラップ 区分保管

火災元となる「バッテリー」＝雑品スクラップ 火災発生元にはならない「プラスチックのついたアルミサッシ」＝雑品スクラップ 同一区分

・ 今後、全国的に許可制、規制することにあたり、規制対象外の業および再生原料と完成品（卒業品）の定義もあり、許可申請における自治体の見解の差異等が発生すると懸念する。

・ 不適正ヤードは、廃掃法改正のポイントとなる火災や環境汚染は、1. ①②③に該当する物品を大量に取り扱う業である。その規制をすることによって十分な効果があるのではないか。

・ 既存の金属リサイクル流通の妨げにならない規制、ガイドライン

ヒアリング事項3 その他、明確化すべき事項や考え方など 受入いれる「要適物品」との出荷する「要適物品」「再生原料」の区分保管（案）

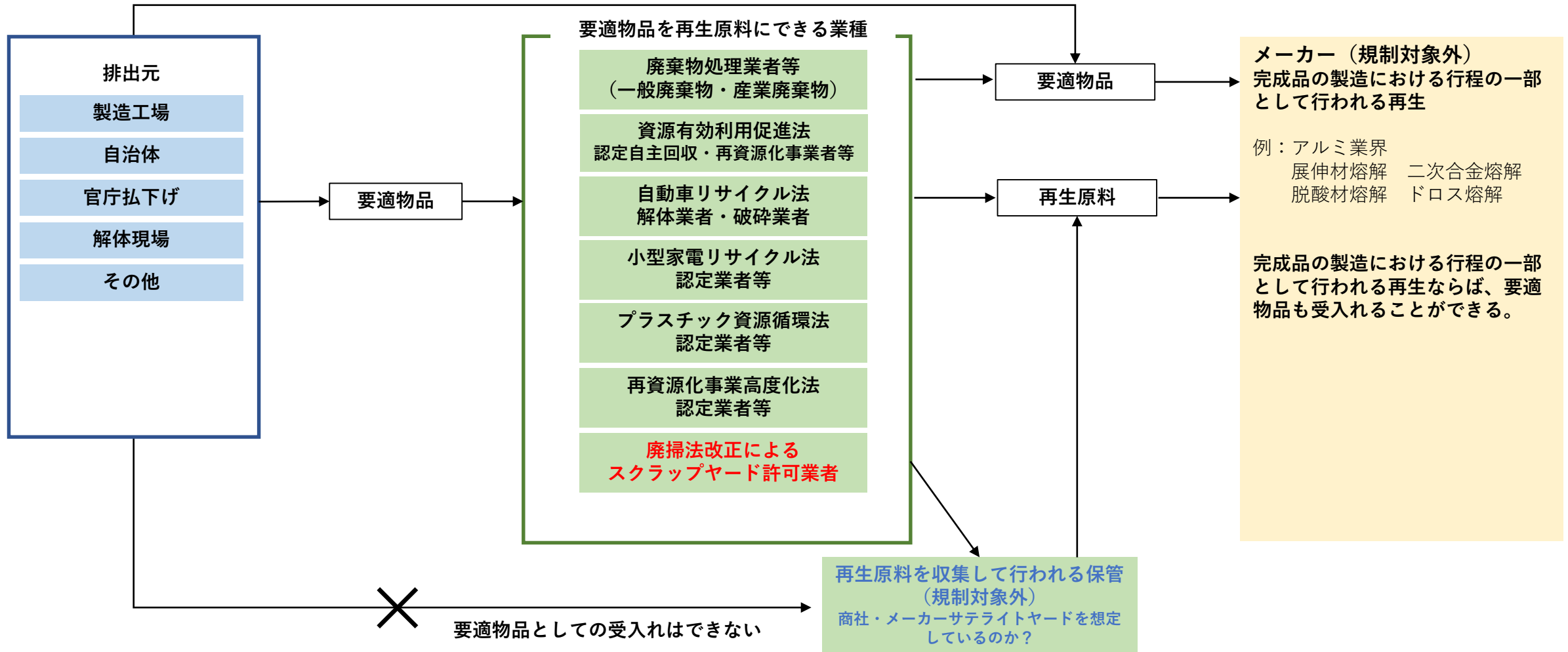
赤字は軽金属同友会主要アルミスクラップの取引物品例です。青字は主要の取引物品ではありませんが取引物品例です。

①火災発生元となる物品要適物品	・ リチウムイオンバッテリーなど ・ 鉛バッテリー（処理をしていないもの）	資料などの保管基準等は必要と思われる。
②火災発生元となる物品が含まれる恐れのある要適物品	・ 上記が含まれている恐れのある物品 PCおよび周辺機器 家電製品	資料などの保管基準等は必要と思われる。ただし、①以下の基準とする。
③土壌、水質など汚染の恐れがある要適物品	・ 切粉、切削屑（油含有の物） ・ 油切されていない機械 エンジン、ミッションなど	当該物品の油が流出しない処置 油漏れの無い容器での保管 油受け皿の設置 当該区域の油水分離槽など
④上記以外の物品	・ 上記③赤字を除いたP9参考資料物品等 ・ 上記③赤字を除いたP9参考資料物品等 ・ 被覆銅線（機械本体と接続されていないもの） ・ 銅ナゲット	原則、保管基準、規制は定めない。 他業種、工場等と同等 （常識の範囲内での容器なし保管の高さ制限程度）

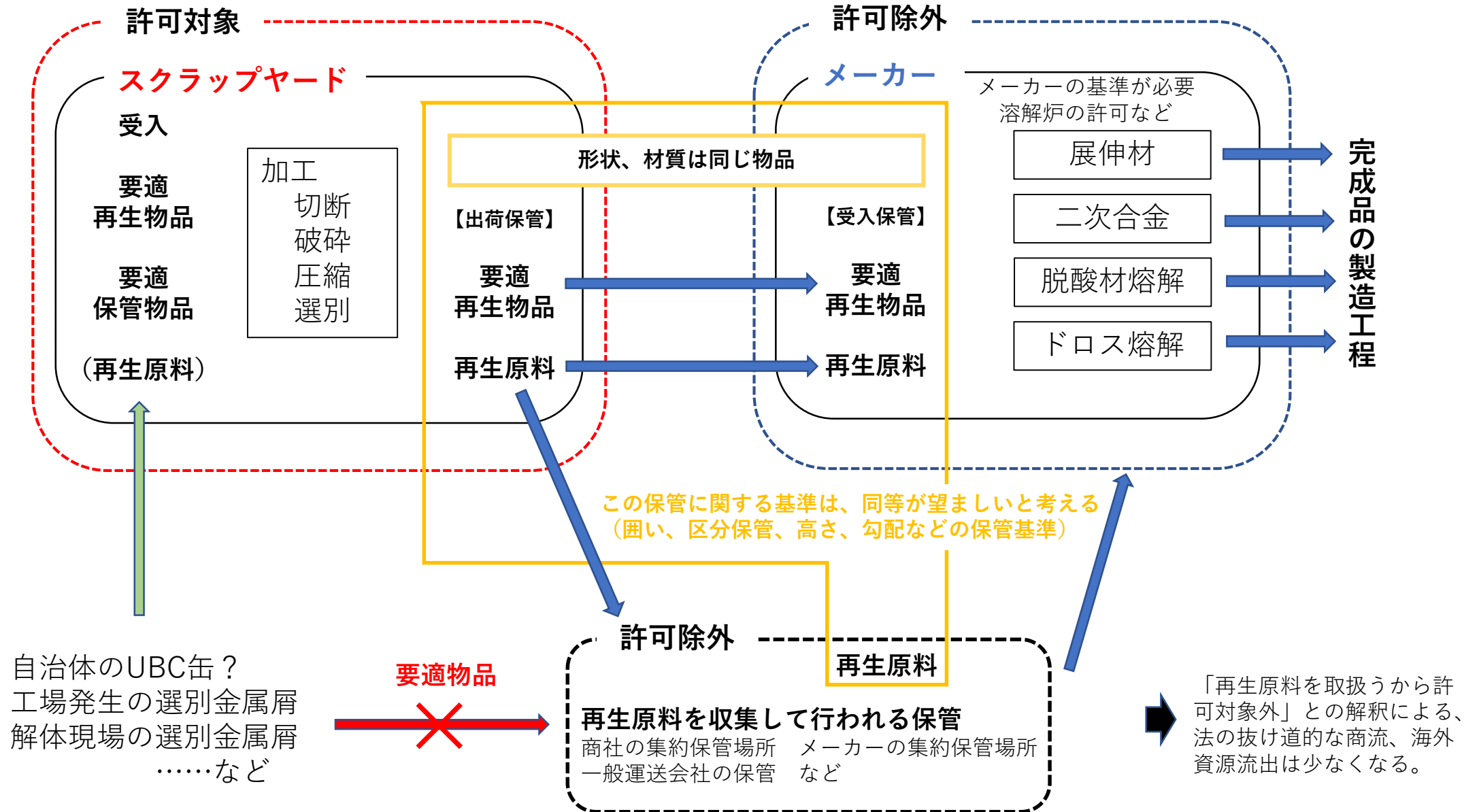
備考：プラスチックに関しましては、すでに消防法で規定されているとして④に含めるか、「延焼性のある要適物品」を追加する、プラスチックを主体とした物品を定義するなど、現時点で当会として判断が困難です。

ヒアリング事項3 その他、明確化すべき事項や考え方など 「要適物品」「再生原料」フローの整理（案）

補足事項



「要適物品」の受入れは許可業者に限定されてくる。
規制対象外ではあるが、各自治体、官庁は、金属の払下げも「要適物品」になるため、自治体、官庁などの払下げ条件見直し、入札方法の見直しが必要になってくるのではないかと考える。また、大手製造工場への行政指導、通達なども必要であると考えている。



第3回検討会における意見事項

既存適正ヤード業者の許可を優先して頂く。

①用途地域の限定はしない

用途地域の限定はしない

長年営業してきた首都圏に立地する小規模ヤードは、周辺が開発され住宅街に隣接している場合もある。

ただし、施行後の新規許可については議論余地とする。

②産業廃棄物許可における許可に必要な、財政的基礎資料は不要である。

売値が相場制であり、金属価格が高騰している現在、今後の価格が乱高下すると予想される物品である。許可条件に入れることは中小企業の経営に影響を与える。また、有価物品のため大概のものは企業破綻しても不法投棄される恐れはない。

次回以降の検討会における意見事項

規制対象外物品、囲い、掲示板、高さ制限、勾配規制、その他規制、附則添付書類、許可条件など

産業廃棄物中間処理業と改正廃掃法によるヤードの業務区分、位置づけ、排出責任、最終処分責任等や、「要適物品」「再生原料」およびスクラップの商流における規制対象外業の業種が整理されてから、それを材料に、次回以降の当検討会に案として提出させていただきたい。

本資料P9リスト、P10の写真を再生原料として規制除外とすると、軽金属同友会会員企業の大半は規制対象外の業である。という会員の意見があることをご承知ください。